

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を改正する告示 新旧対照条文

○昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）

（※ 傍線部分は改正部分）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件。以下「基準告示」という。）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合であつて、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすときは、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。	一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法

イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しないものとなること^イ

ロ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の規格が定められている場合において、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬による汚染が予測される水産動植物又はその加工品の飲食用品が、当該規格に適合しないものとなること。

ハ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目(1)の規格が定められている場合において、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬による汚染が予測される水産動植物又はその加工品の飲食用品が、当該規格に適合しないものとなること。

ニ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格が定められていない場合において、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬による汚染が予測される水産動植物又はその加工品の飲食用品に、同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超え

第三条第一項第七号（法律第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

る当該農薬が残留するものとなること。

備考 (略)

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第四号ハ及びニの規定は、平成二十二年十月一日から適用する（同日前に、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十四条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が、水産動植物又はその加工品の飲食用品について当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の（1）の規格を定めようとして食品安全委員会の意見を聴いた場合にあっては、当該農薬に係る第四号ハ及びニの規定は適用しないものとし、厚生労働大臣が、当該規格を定めないこととしたときに限り、その旨の決定をした日又は平成二十二年十月一日のいずれか遅い日から当該農薬に係る第四号ハ及びニの規定を適用するものとする。）。

2 この告示の公布の日前にされた登録の申請については、改正前の昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第四号の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。ただし、当該申請者が当該農薬について改正後の昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条

備考 (略)

第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

3 水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四号の環境大臣」を「第四号イの環境大臣」に、「基準告示第四号」を「基準告示第四号イ」に改める。